

デフリンピック運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という）の組織規則第4条第2項に基づき、デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び事務執行における権限と責任の所在を明確にするとともに、事務の効率的な運営と執行を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 運営委員会は、連盟の運営委員選考委員会から選出された委員及び運営委員会事務局長で構成する

- 2 運営委員会委員の任期は運営委員会解散までとする。
- 3 運営委員会委員長（以下「委員長」という）は、運営委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

(組織)

第3条 運営委員会の下に事務局を置く。なお、ガバナンスおよびコンプライアンスに係る体制構築及び推進のため、独立した機関として懲戒審査委員会、利益相反管理委員会、コンプライアンス委員会、指名業者等選定委員会を置く。

- 2 前項のほか、業務上必要と認められる場合には、委員長は事務局長が直轄する補佐機関として部を置くことができる。
- 3 委員長は、専門の事項に関し助言を求めるため、委員以外のものであって必要とされる専門知識を有する者をアドバイザーとして、任命することができる。

(決定及び執行)

第4条 運営委員会における事案の決定は、事務の権限及び当該決定の結果の重大性に応じ、連盟理事会と運営委員会が次項のとおり分担して行うものとする。

- 2 連盟理事会における決定、執行の事案は、おおむね次のものとする。
 - (1) 大会全体に係る方針策定に関すること
 - (2) 対外的な影響が大きい案件に関すること
 - (3) 運営委員会全体に跨る重要な案件に関すること
 - (4) 大会事業計画策定及び報告に関すること

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

- (5) 予算の編成及び決算に関すること
 - (6) 連盟評議員会への上程に関すること
 - (7) 予定価格が一定額以上の請負契約又は委託契約に関すること
 - (8) 予定価格が一定額以上の物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付に関すること
 - (9) 一定額以上の補助金、分担金及び寄付金の支出に関すること
 - (10) 一時借入金の借入れに関すること
 - (11) 損害賠償及び和解に関すること
 - (12) 運営委員会の規程の制定及び改廃に関すること
- 3 運営委員会における決定、執行の事案は、おおむね次のものとする。
- (1) 大会における計画に基づく事務事業の執行に関すること
 - (2) 対外的な調整が必要な案件に関すること
 - (3) 事務局における事務事業の執行に関すること
 - (4) 予定価格が一定額未満の請負契約又は委託契約に関すること
 - (5) 予定価格が一定額未満の物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付に関すること
 - (6) 一定額未満の補助金、分担金及び寄付金の支出に関すること 予算の編成及び決算に関すること
 - (7) 連盟理事会への上程に関すること
 - (8) 寄付金の受領に関すること

(事務局の所管業務)

第5条 事務局は次の業務を所管する。

- (1) 国際ろう者スポーツ委員会との調整に関すること
- (2) 大会広報に関すること
- (3) エンブレム・マスコットに関すること
- (4) 手話言語ボランティアに関すること
- (5) 大会報告書に関すること
- (6) 大会に係る全国の気運醸成（文化プログラムを含む。）に関すること
- (7) その他、東京都と協議の上、運営委員会の大会準備・運営業務として合意するもの
- (8) 事業計画作成、予算作成、予算配分に関すること
- (9) 経理事務、決算の作成に関すること
- (10) 資金調達、資産管理に関すること
- (11) 調達、入札、契約に関すること
- (12) 大会準備連携会議の開催に関すること

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

- (13) コンプライアンス及びリスクマネジメントに関すること
- (14) 映像、写真、標章等の知的財産保護及び使用承認に関すること
- (15) 関係団体等との大会運営、競技運営等及びマーケティングに係る計画等の連絡調整に関すること
- (16) その他前各号に関連すること

(事務局及び職員)

第6条 運営委員会の事務を処理するために事務局を設置し職員を置く。

- 2 事務局職員は連盟職員が兼務するほか、他団体からの出向者を充てる。
- 3 事務局長は前項の事務局職員の中から委員長が任命する。
- 4 委員長は必要に応じて、事務局内に役職者を置くことができる。
- 5 運営委員会の労務管理、職責、決裁、会計等の規則は連盟規程及び規則による。
- 6 連盟規程及び規則にない規程及び規則は、別途、運営委員会内に定める。

(委任)

第7条 運営委員会の体制及び運営に関して必要な事項は、この規程に定めるもののほか、連盟理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改正は、連盟理事会の決議を経て評議員会に報告する。

- 2 この規程は運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

附 則

- 1 この規程は2023（令和5）年4月1日から施行する。
- 2 この規程は2023（令和5）年5月1日に改正する。